

OnlineSSL パートナープログラム規約

ケーブコード株式会社（OnlineSSL.jp 運営企業。以下、「OnlineSSL.jp」という。）は、パートナープログラムに関して円滑な運営を図るため、以下の「OnlineSSL パートナープログラム規約（以下「本規約」という。）」を設けることとし、別途定めた登録手続き完了をもって登録者は本規約の内容に同意したものとします。

第1条 定義

本規約における各用語の定義は以下のとおりとします。

1 「登録者」

OnlineSSL パートナープログラムに登録し、OnlineSSL.jp が提供するサービスをエンドユーザーに提供する法人企業または個人事業主

2 「エンドユーザー」

登録者がサービスを提供する取引先である顧客。

3 「サービス」

OnlineSSL.jp が登録者に提供するサービスは下記の内容とし、登録者は取り扱うサービスを適宜選ぶことができるものとします。

FreeSSL.com プロダクト

GeoTrust プロフェッショナルレベル プロダクト

第2条 当事者の責任

1 登録者は提供を受けた各サービスの取り扱いについてOnlineSSL.jp が別途定めた関連規約にしたがって提供するものとします。また、エンドユーザーへのサポート、料金の徴収についても一切の責任を負うものとします。

2 OnlineSSL.jp は必要に応じ、各サービスを別途定めた価格で提供し、円滑に利用できるような情報を提供するものとします。

3 登録者は各サービスの申請手続きを行った後、速やかに OnlineSSL.jpが申請内容を確認し、サービスを提供するものとします。

4 登録者はサービスの料金の支払い手続きを、別途定めた期日までに行うものとします。

5 サービス内容の変更は、OnlineSSL.jp が必要と判断した場合、登録者の承諾なしに行うことができるものとし、すでに料金が支払われているサービス以外のサービスについて適用できるものとします。ただし、その場合 OnlineSSL.jp は少なくとも60日前に登録者に対し、書面による通知を行うものとします。

6 OnlineSSL.jp は登録者に規約違反など不適切な利用が認められる場合、登録者に対しサービスの提供を拒否する必要があることを登録者は了解し、同意するものとします。

7 OnlineSSL.jp は登録者のエンドユーザーに関する監視または規制義務を負わないことに同意するものとします。また、エンドユーザーの第三者の知的所有権侵害や違法な行為がないということの保証をエンドユーザーから得なければならないものとします。

OnlineSSL パートナープログラム規約

第3条 登録契約

1 登録手続き

OnlineSSL.jpが定める以下の手続きを完了した時点で「OnlineSSL パートナープログラム」の登録者となります。

- (1) 登録申し込みフォームによる申し込み
- (2) OnlineSSL.jp サービス1アカウントの1年間の申込み及び料金の支払い
- (3) パートナープログラム規約への同意
(登録申し込みフォームによる申し込みをもって成されたとします。)

2 登録期間

「OnlineSSL パートナープログラム」の登録手続きの完了日から1年間は登録有効期間となります。登録者が自らの OnlineSSL.jp サービス アカウントの料金を別途定める期日までに支払わない場合は登録は終了となります。

3 登録継続条件及び手続き

登録契約期間の末日の時点で、登録者自身の OnlineSSL.jp サービス アカウントがあることが条件となります。継続手続きは自動継続とします。

第4条 申込の拒否

OnlineSSL.jp は、申込者が次の項目に該当すると判断するときは、申込を承諾しない場合があります。

- (1) 当該申込に係わる利用契約上の義務を怠るおそれがある場合
- (2) 申込書に偽名などの虚偽の事実を記載した場合
- (3) 料金のお支払いがない場合
- (4) その他、OnlineSSL.jpが適当でないと判断した場合

第5条 変更の届出

1 登録者は OnlineSSL.jp への届出内容に変更があった場合には、届出内容の変更を証明する書類を添えて、速やかに所定の方法で OnlineSSL.jp に変更の届出をするものとします。

2 本条に定める変更の届出がなかったことで登録者が不利益を被ったとしても、OnlineSSL.jp は一切その責任を負いません。

第6条 利用権及び業務の第三者委託の禁止

登録者はサービスの利用に関する権利を第三者に譲渡もしくは売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。パートナープログラム業務自体の第三者への業務委託を強く禁止します。また、登録期間が終了した後であっても登録者実績のある法人または個人事業者はその行為により OnlineSSL.jp が被った被害に関する損害賠償の義務を負うものとします。

OnlineSSL パートナープログラム規約

第7条 保証及び免責

- 1 サービスは提供される時点で有する状態でのみ提供されるものとし、独自の設定後の障害については保証されないものとします。
- 2 サービスの利用によって発生する特別損害、付随的損害、あるいは派生的損害については、いかなる場合においても、いかなる者に対しても、OnlineSSL.jp が責任を負担することはありません。
- 3 登録者またはそのエンドユーザーがサービスを利用することにより第三者に対して損害を与えた場合、当該利用契約者は自己の責任により解決するものとし、OnlineSSL.jp には一切の損害を与えないものとします。
- 4 登録者またはエンドユーザーの行為により OnlineSSL.jp が損害を被った場合、OnlineSSL.jp が当該登録者のサービスを解除したか否かにかかわらず、当該登録者は OnlineSSL.jp に対して損害賠償の義務を負うものとします。

第8条 禁止事項、サービス提供の停止

1 OnlineSSL.jp は、登録者が次の項目のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。

- (1) スパミング：インターネット上で不特定のメールアドレスに大量の営業メールを送りつけること
- (2) 知的所有権違反：著作権違反、商標違反、ソフトウェアの違法コピー、海賊版ソフトウェア製造・販売、特許違反、プライバシー違反
- (3) 公序良俗に反するコンテンツ掲載：ネット上でのアダルトコンテンツ等を掲載すること
- (4) 個人または法人の名誉を傷つける（または脅迫する）行為を行うこと
- (5) Web ページのヘッダー情報に虚偽の情報を掲載すること
- (6) 違法または許可されないネットワークアクセスを試みること
- (7) ウィルス、ウォームの配布、スキャンなどネットワーク上で危害を与える行為を行うこと
- (8) 無断で再販行為を行うこと
- (9) 「使用許諾ポリシー」に違反することを薦めるような行為を行うこと
- (10) サービスの料金、または遅延損害金等を支払期限が経過してもなお支払わないとき
- (11) その他、あらゆる違法な行為を行うこと及びユーザーを含む第3者に危害を加える行為であると OnlineSSL.jp が判断するあらゆる行為

第9条 サービス提供の一時停止

1 OnlineSSL.jpは次の各号に該当する場合には利用契約に基づくサービスの提供を一時停止することがあります。

- (1) OnlineSSL.jpまたはOnlineSSL.jpが利用する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) OnlineSSL.jpまたはOnlineSSL.jpが利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき

第10条 登録契約の解除

1 下記のいずれかの事由に該当する場合には、OnlineSSL.jpは何ら事前の予告なく登録契約を解除するものとします。

- (1) 登録者が本規約の一つにでも違反した場合
- (2) 登録者が弊社または第三者への誹謗、中傷または業務妨害を行った場合

OnlineSSL パートナープログラム規約

2 登録契約を解除した場合であっても、OnlineSSL.jpは既に受領した料金その他の返還は一切行いません。

3 登録者の責任の全てに関する各条項は利用契約の終了後も継続して完全な効力を維持するものとし、登録者はサービス利用期間及び期間経過後を問わず本規約違反、制限違反により被った OnlineSSL.jp の一切の損害を賠償するものとします。

第11条 守秘義務

1 日本国における法令、条例、法律に基づいた場合を除き、OnlineSSL.jp は、登録者契約の履行に際し知り得た登録者の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

2 OnlineSSL.jp は、電子メール通信履歴に関しては、次項の場合を除いて、これを原則として登録者と第三者のいずれにも公開しないものとします。

3 OnlineSSL.jp は、公安当局からの捜査上の要請に基づいて書面による正式な協力要請等があった場合、登録者の合意をとらずに通信履歴を開示する場合があります。

第12条 サポート

1 OnlineSSL.jp は登録者よりサービス運用に関する問い合わせを受けた場合、OnlineSSL.jp が提供サービス利用において1次的に必要なと判断した範囲での対応、サポート、アドバイスを登録者へするものとします。

2 OnlineSSL.jp は登録者に対するサポートについて、通常サポートの範囲を超える場合、有償サポートとしてサポートを行います。

3 登録者とエンドユーザー間のあらゆる相談・サポートは、エンドユーザーへのサービス提供主である登録者の責任の上において行われるものとします。OnlineSSL.jp は、原則として登録者のエンドユーザーからの直接の相談・サポートは行わないものとする。

4 登録者とエンドユーザー間において生じた全ての損害、トラブルに関し、OnlineSSL.jp はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

第13条 合意管轄

OnlineSSL.jp と登録者との間で訴訟が生じた場合、OnlineSSL.jp所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成15年12月10日施行

ケーブコッド株式会社（OnlineSSL.jp運営主体）